

日本雑草学会誌への投稿支援事業運用規定

1. (目的)本事業は、本会ならびに日本雑草学会の東北地域における活動を活性化することを目的とする。

2. (支援の対象)本事業は、本会会員で、本会において講演された内容、または「東北の雑草」誌に報文以外の区分（研究・技術情報等）で掲載された内容をもとに、筆頭著者または責任著者として日本雑草学会誌に原著の論文または短報を投稿しようとしている者を対象とする。ただし、3に定める投稿経費補助については、原則として社費、公費などにより投稿経費の支払いが困難で私費による支払いが見込まれる者を対象とする。

3. (支援の内容)本事業は、論文作成支援および投稿経費補助の2つからなる。支援を受けようとする者は、東北雑草研究会事務局に投稿支援申込書（別添1）による申し込みを行う。なお論文作成支援を受けようとする者は、投稿経費補助を同時に申し込むことができる。

1) 論文作成支援

投稿論文の原稿作成、内容の推敲および編集委員会からの査読結果への対応に関して、学会誌に執筆経験を有する本会会員が支援する。会員からの申し込みがあったときは、編集委員会において支援委員を選出する。支援委員は、支援対象となる会員の論文執筆、査読結果への対応等について助言を行う。支援委員は、委員の責務の中で知り得た事柄については外部に公表してはならない。支援委員は、投稿原稿が完成した段階でその旨と論文タイトルおよび論文種別を編集委員に報告する。

2) 投稿経費補助

論文の投稿と掲載に必要な経費の一部を本会が補助する。補助金を受けようとする会員は、原則投稿時に申し込みを行う。ただし、論文作成支援と同時に申し込んだ場合は再申し込みの必要はない。支払いの可否は幹事会において決定する。その際、社費、公費などによる支払いが不可能と認められる者、本事業の経費補助歴のない者を優先する。「雑草研究」投稿規定の8に定められた著者負担経費の内、超過頁料金、別刷り料金および特殊な製版経費を本会から補助する。ただし、その合計金額が20,000円を超える場合は、補助金額は一律20,000円とする。補助金の支払いは、「雑草研究」への掲載後、日本雑草学会から本会に対する請求により直接行うこととし、このため補助を受けようとする者は、経費の請求先として東北雑草研究会を指定するとともに、請求額が20,000円を超える場合の差額を本会事務局へ支払う。なお査読の過程で、技術レポートなどへ論文種別が変更になった場合は、改めて幹事会で支払いの可否を決定する。

4. (その他)本事業に関わる事柄で、本規定に特に定めのないものについては、幹事会において協議・決定する

投稿支援申込書

氏名：

所属：

連絡先

住所：

電話：

E-mail アドレス：

希望する支援(丸を付ける)

- ・論文作成支援
- ・投稿経費補助

論文タイトル*：

論文種別*：短報・論文

東北雑草研究会での関連報告（複数ある場合は余白に列記）：

口頭発表（第 回研究会）

東北の雑草（ 巻 — ページ）

※論文作成支援を受けようとする者は、投稿支援申し込み時点で予定タイトルおよび予定種別がある場合は記入する。投稿経費補助のみ希望する者は、タイトルおよび種別を必ず記入する。